

【2010年12月1日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第3号 ■

♪♪ 目次 ♪♪

【トピックス】

1. 今月の雇用情勢
2. 今月の助成金：
 - (3)雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件を緩和
3. 労働者の労働条件の確保・改善のために：
 - (3)年末に向けた労働災害防止の取り組みについて（お願い）

【最近の動き】

- ▼「住居・生活困窮者応援プロジェクト」を実施しています
- ▼スペイン、アイルランドとの社会保障協定が本日（12月1日）発効します
- ▼平成22年度の補正予算が成立しました
- ▼平成22年度新卒者等の就職内定状況を発表しました

【トピックス1】 今月の雇用情勢

11月30日に公表された10月の完全失業率は前月より0.1ポイント上昇して5.1%

（4カ月ぶりの上昇）、有効求人倍率は0.1ポイント上昇して0.56倍（6カ月連続の上昇）となりました。

学校を卒業しても就職できない若者の失業者は、前年と同水準の14万人となっています。

このように雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。

景気はこのところ足踏み状態となっていることから、雇用の先行きも懸念されます。

【労働力調査】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm> (総務省)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wqlh.html>

【トピックス2】 今月の助成金

(3) 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の
支給のための要件を緩和しました

急激な円高の影響を受けた事業主が雇用を維持していくことを支援するため、12月から雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を緩和しました。

以下の3つの条件全てに当てはまる場合についても、支給対象となります（1年間限定）。

- (1) 円高の影響により生産量の回復が遅れていること
- (2) 最近3カ月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少
- (3) 直近の決算等の経常損益が赤字

詳しくは下記のサイトをご覧ください。最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

【「雇用調整助成金の生産量要件を緩和します」】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a06-1.html>

※雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を行った際に、その費用の一部を助成する制度です。

【「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」のご案内】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

【トピックス3】労働者の労働条件の確保・改善のために

(3) 年末に向けた労働災害防止の取り組みについて（お願い）

今年も残すところ、1カ月になりました。

仕事に追われる年末は、例年、労働災害が増加する時期です。慌ただしい中でも慎重な仕事を心掛け、職場ぐるみで安全な作業に取り組んでいただくようお願いいたします。

今年、労働災害で亡くなった方は、近年続いていた減少傾向から一転し、前年と比べて大幅な増加になっています。昨年同期比（9月末現在）では、682人から780人と、98人（14.4%）の増加です。

例年、特に12月、1月、2月が他の月より多くなる傾向にあります。昨年はこの3カ月間に死亡労働災害の3割が発生しています。厚生労働省では、安全な職場作りのための各種パンフレットをご用意しています。ぜひ、お役立てください。

【職場の安全衛生に関するパンフレット】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

【関連サイト】

・労働災害による死亡者の大幅増加を受け、緊急対策を実施

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000qako.html>

・年末に向けた労働災害防止の取り組み

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei40/index.html>

※ご不明な点や詳しい取り組みは、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

【都道府県労働局】

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

【最近の動き】 「住居・生活困窮者応援プロジェクト」を実施しています 他

□■ 「住居・生活困窮者応援プロジェクト」を実施しています ■□

仕事をなくして住居や生活にお困りの方に対し、年末に向けた支援を特に強化する「住居・生活困窮者応援プロジェクト」を実施しています。

全国各地で、住宅、生活、就職などの相談をハローワークにおいてワンストップで行える「ワンストップ・サービス・デイ」や就職面接会の開催、寮付き・住み込み求人の確保などの取り組みを行っています。

仕事をなくしてお困りの方への働く場の確保、積極的な採用に、是非ご協力をお願いします。

詳細については、以下をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/safety_net/nenmatsu2010.html

□■ スペイン、アイルランドとの社会保障協定が本日（12月1日）発効します

■□

日本人が外国で働く場合や外国人が日本で働く場合には、次のような問題があります。

- (1) 自分の国と働いている国の「年金保険料等の二重払い」
- (2) 相手国の年金制度への加入期間が短いために年金給付が受けられないといった「年金保険料の掛け捨て」の問題

政府では、これらの問題を解決するために、関係国と社会保障協定の締結を進めています。

これまで10カ国（ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ）との間で協定が発効していますが、本日（12月1日）から新たにスペイン、アイルランドとの社会保障協定が発効します。

これらの協定の発効により、相手国において就労する期間が5年以内と見込まれる場合は、原則として自国の年金制度にのみ加入し、相手国の年金制度への加入義務が免除されます。

また、年金受給を受けやすくするために、相手国での保険期間を自国の保険期間と通算できるようになります。

詳細は以下をご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

【日本年金機構ホームページ】

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

□■ 平成 22 年度の補正予算が成立しました ■□

政府が 10 月 8 日に策定した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の関連の補正予算が 11 月 26 日に成立しました。

厚生労働省としては、成立した補正予算に基づき、新卒者・若年者雇用対策や企業の雇用維持への支援などにさらに取り組んでまいります。

【緊急総合経済対策】

http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku_step2.pdf

【厚生労働省関連の補正予算案】

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/10hosei/dl/hosei01.pdf>

□■ 平成 22 年度新卒者等の就職内定状況を発表しました ■□

11 月 16 日に発表した平成 22 年度新卒者等の内定状況は、高卒予定者で 40.6%（9 月末現在）、大卒予定者で 57.6%（10 月 1 日現在）となっており、特に、大卒予定者の内定率は、過去最低の水準となるなど、厳しい就職環境となっております。

詳細については以下をご覧ください。

【高校・中学新卒者の就職内定状況（平成 22 年 9 月末現在）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wggb.html>

【大学等卒業予定者の就職内定状況（平成 22 年 10 月 1 日現在）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000weq7.html>

今般の厳しい就職環境において、求人が不足しており、このままでは多くの将来ある新卒者が社会に出る第一歩で失業を経験することとなりかねません。

企業の皆様におかれましては、採用計画を再度ご検討いただき、新卒者専門の支援を行う新卒応援ハローワークや最寄りのハローワークへ、一人でも多くの求人の提出をお願いします。

【新卒応援ハローワークのご案内】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000sf7z-img/2r9852000000sfec.pdf>

【ハローワークの所在案内】

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

なお、11 月 15 日から、雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正し

ました。事業主の皆様におかれましては、日本の将来を担う若者に門戸を広げていただくため、卒業後3年以内の既卒者についても、新卒枠で応募を受け付けていただくようお願いします。（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」をご利用できる場合があります。）

各取り組みについては以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000sf7z.html>

【厚生労働省からのお知らせ】

先般11月26日に発行した別刊第12号につきまして、掲載した埼玉労働局のURLをクリックしても、パスワードを要求されて中の情報が見られないという事態が一時的に生じました。

その後修復し、現在では正常に稼働しております。読者の皆様にご迷惑をおかけした旨お詫びいたします。

なお、該当ページは以下になります。

【学生情報】

<http://www.saitama-roudou.go.jp/seido/shushoku/daigaku.html>

今後も、厚労省人事労務マガジンにつきまして、引き続きよろしく願いいたします。

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====